

指名停止情報(令和6年1月29日決定)

業者名	指名停止期間	事実概要	指名停止措置理由
株式会社久米設計	令和6年1月29日～ 令和6年3月28日まで (2箇月)	同社の九州支社長が、令和5年4月に行われた宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務に関する指名競争入札において、同市副市長らと共謀し指名業者選定案を作成するなどし、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害で逮捕され、同年12月7日に起訴されたもの。	氷見市入札参加者資格者指名停止要領別表第2「競争入札妨害又は談合」(15)イの措置条件に該当する。